

## 空き家バンクに関する Q&A（よくあるお問い合わせ）

Q：空き家バンクの物件は誰でも内覧できますか？

A：内覧は、空き家バンク利用者登録をいただいている方が対象です。利用者登録がまだの方は、『空き家バンクホームページ→はじめてご利用の方へ』より、『利用者登録はこちら』からご申請ください。

([https://iga-akiyabank.com/akiyabank/?page\\_id=29](https://iga-akiyabank.com/akiyabank/?page_id=29))



Q：物件の詳しい住所が知りたいです。

A：住所のお答えは、空き家バンク利用者登録をいただいている方が対象です。利用者登録がまだの方は、『空き家バンクホームページ→はじめてご利用の方へ』より、『利用者登録はこちら』からご申請ください。

([https://iga-akiyabank.com/akiyabank/?page\\_id=29](https://iga-akiyabank.com/akiyabank/?page_id=29))



Q：店舗や事務所等として活用したいと考えていますが、物件の購入はできますか？

A：はい、ご利用できます。ただし、建物利用用途については、開発指導室へお問い合わせください。

（お問い合わせ先：開発指導室

TEL 0595-22-9733、FAX 0595-22-9734、E-Mail [kaihatsu@city.iga.lg.jp](mailto:kaihatsu@city.iga.lg.jp))

Q：すぐに住む予定はないですが、将来のために購入したい、またはセカンドハウスとして購入することはできますか？

A：はい、ご購入いただけます。ただし、日常的に管理をしていただく必要があります。

Q：物件を内覧したい場合はどこに連絡したらいいですか？

A：市空き家対策室までご連絡ください。

(TEL 0595-22-9676、FAX 0595-22-9736、E-mail [akiya@city.iga.lg.jp](mailto:akiya@city.iga.lg.jp))

Q：内覧のときは誰が案内してくれますか？

A：媒介担当の不動産事業者がご案内します。

Q：伊賀市外からの移住を考えています。内覧時にまちの案内も一緒にお願いできますか？

A：移住に関するご相談は、地域創生課の移住コンシェルジュへお問い合わせください。

（お問い合わせ先：地域創生課

TEL 0595-22-9680、FAX 0595-22-9672、E-Mail [chisou@city.iga.lg.jp](mailto:chisou@city.iga.lg.jp))

Q：物件を購入する際に、補助制度はありますか？

A：市外からの移住の際は、「伊賀市移住促進空き家取得費補助金」がございます。

適用条件等、詳しくは地域創生課へお問い合わせください。

（お問い合わせ先：地域創生課

TEL 0595-22-9680、FAX 0595-22-9672、E-Mail [chisou@city.iga.lg.jp](mailto:chisou@city.iga.lg.jp))